

**【報告事項】****○令和 2 年度札幌市食品衛生監視指導計画実施結果について**

## 関連資料 6 : 令和 2 年度札幌市食品衛生監視指導計画

札幌市食品衛生監視指導計画は、食品衛生法第 24 条の規定に基づき、また、国が示した「食品衛生に関する監視指導の実施に関する指針」の内容も踏まえ、さらには、パブリックコメントを実施し、市民から広く意見を募って、毎年度策定しています。

その内容は、本市の戦略ビジョンや第 2 次食まち推進計画の方針や方向性に沿うものとしており、食の安全・安心に関する課題に取り組むことで、市民生活と食産業の重要な基盤となる食の安全・安心を確保、推進することを目的としています。

具体的には、食品の製造・加工、流通及び販売の各段階における食品取扱施設への監視指導、市内で製造・販売されている食品の検査等を実施すること等により、食中毒の発生を予防し、施設の衛生管理の向上及び違反食品の流通の防止に努めます。

令和 2 年度食品衛生監視指導計画（関連資料 6）では「監視指導の実施」、「事業者の自主的取組の推進」、「市民、事業者への情報提供と意見交換」、「食品衛生に関する人材の育成と資質の向上」を主な取組の柱として掲げ、それぞれにおいて重点的に実施する事項を定めましたが、新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、大規模イベントの中止、飲食店の営業時間短縮等、食を取り巻く環境にも様々な影響がありました。

また、本市では感染症対策を最優先として、多くの食品衛生監視員が感染症対策業務に従事するとともに、食品の微生物検査等を行っている衛生研究所は、新型コロナウイルスの PCR 検査に注力しました。

このように、本市の最優先事項である感染症対策業務とのバランスを図り、当初の計画を臨機応変に見直しながら事業を実施しました。